

官報

号外 昭和四十二年七月十一日

第五十五回 衆議院會議録 第三十七号

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

昭和四十二年七月十一日

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

検査官任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を

求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同

意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの

件

永年在職の議員山口喜久一郎君に対し、院議を

もつて功勞を表彰することとし、表彰文は議

長に一任するの件(議長発議)

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提

出)の趣旨説明及び質疑

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

計理士の名称の使用に関する法律案(大蔵委員
長提出)

石油開発公団法案(内閣提出)

離島振興法の一部を改正する法律案(倉成正義
外二十一名提出)

午後二時十五分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きま
す。

検査官任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求める
の件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求める
の件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき
同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

内閣から、検査官に白石正雄君を、公安審査委
員会委員に大場茂行君、岡村二二君、富田喜作
君、平林タイ君を、中央社会保険医療協議会委員
に高橋正雄君を、運輸審議会委員に石塚秀二君
を、電波監理審議会委員に杉村章三郎君、田中久
兵衛君を、日本電信電話公社経営委員会委員に芦
原義重君、高田元三郎君を、労働保険審査会委員
に百田正弘君を任命したので、それぞれ本院の
同意を得たいとの申し出があります。右申し出の
とおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、いす

れも同意を与えるに決しました。

永年在職議員の表彰の件

○議長(石井光次郎君) 本院議員として在職二十
五年に達せられました山口喜久一郎君に対し、先
例により、院議をもつてその功勞を表彰いたした
いと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと
存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ここに議長の手元において起草いたしました文
案があります。これを朗読いたします。

議員山口喜久一郎君は衆議院議員に当選するこ
と十一回在職二十五年に及び常に憲政のために
尽くし民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院
議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

この際、山口喜久一郎君から発言を求められて
おります。これを許します。山口喜久一郎君。

〔山口喜久一郎君登壇〕

○山口喜久一郎君 本院在職二十五年に達しまし
た私に対して、丁重なる表彰の御決議をいただき
ましたことは、身に余る光榮であり、ただただ感
謝と感激あるのみでございます。(拍手)

顧みれば、私は、青年期に和歌山県議會に席を
得まして以来、県会四期、衆議院十一期、通算三
十七年の間當選を続けて今日に至りました。この
ことは、ひとえに選挙区の皆さまの永年不斷の御

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号

簡易郵便局法の一部を改正する法律案についての
趣旨説明に対する武部文君の質疑

簡易郵便局法の一部を改正する法律案の
趣旨説明に対する武部文君の質疑

九八四

支援と、同僚各位のあつき御厚情のたまものである
りまして、政治家としての冥加の上もないものと
存する次第でございます。(拍手)

この長い政治生活の中には、獄中で当選したこ
とや、あるいは無謀な軍部の弾圧干渉のあらしの
中に戦い抜いたことなど、もろもろの思い出が走
馬灯のごとく私の脳裏を走ります。特に感慨にた
えないことは、昭和十七年、私とともに初めて国会
に席を得た百九十九名の同僚の中で、その後連続
当選して今日に至っておる者は、私一人となりま
した。(拍手)政治の世界のきびしさをいまさらな
がら痛感するものでございます。(拍手)

この間にありまして、私は諸君の御推挙によ
り、さきに本院議長の榮譽をになうなど、私ほど
果報者はないと思っております。

私は、これら一切衆生の御鴻恩にいかにして報
いるかが、今後私に残された責務でありますの
で、私はさらに一そうみずから戒めて、諸君の
驥尾に付し、議会政治の確立のため、決意を新た
にして微力をささげる覚悟でございます。(拍手)
何とぞ従前に倍して御鞭撻賜わらんことをひた
すら懇願し、あわせて、諸君の御健康をお祈りし
て、御礼のごあいさつにかえます。(拍手)

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、簡易郵便局法

の一部を改正する法律案について趣旨の説明を求
めます。郵政大臣小林武治君。

〔国務大臣小林武治君登壇〕

○国務大臣(小林武治君) 簡易郵便局法の一部を
改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明
申し上げます。

この法律案は、郵政窓口サービスをへんびな地
方にもあまねく及ぼすため、簡易郵便局の受託者
の範囲を広げ、あわせて委託事務の範囲も一部拡
大して利用者に対するサービスを改善するため
に、所要の規定の改正を行なうとするものであ
ります。

改正内容は、

第一に、現在の地方公共団体並びに農業協同組
合等の受託者の範囲に一定の資格要件を備える個
人を加えることであります。これによりまして、
現在地方公共団体や農業協同組合等の施設が存在
しない地域等につきましても、窓口機関設置の必
要があれば、郵政窓口サービスを提供し得ること
となるのであります。

なお、個人を受託者の範囲に加えることに伴い
契約の締結順位や解除条件等につきまして、所要
の規定の整備をはかることとしております。

第二に、現在簡易郵便局に委託しております事
務に、福祉年金の支払いに関する事務を加えるこ
とであります。これによりまして、老齢福祉年金
を主とする受給者の利便のために、サービスの改
善をはかろうとするものであります。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わ
ります。(拍手)

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。これを許します。
武部文君。

〔武部文君登壇〕

○武部文君 私は、日本社会党を代表いたしまし
て、ただいま趣旨説明のありました簡易郵便局法
の一部を改正する法律案に対し、佐藤総理大臣並
びに小林郵政大臣に若干の質問を行ないたいと思
います。

簡易郵便局制度は、昭和二十四年に創設をされ
ましたが、国会論議を通じて、郵政省は、「特定郵
便局も昔は一種の請負形態をとっておったが、終
戦後の社会情勢の変化に伴っていろいろな弊害が
見られたので、これを郵政省の直轄にしてきた経
緯があり、簡易郵便局の受託者も公共団体のみに
限定したのである。」と説明しているものでありま
す。

そこで、まず総理にお伺いしたいのは、郵
政事業の請負制度についてであります。

総理、あなたは、昭和二十六年より昭和二十七
年十月までの約一年四カ月にわたり郵政大臣の職
におられましたから、郵政職員の中の約半数を

占める十三万余の人たちが、特定局制度の撤廃と
近代化を悲願として、一日も忘れることなく運動
を続けてきたことは、十分に御承知のはずである
と思います。つまり、明治四年の郵便事業の創設
から明治十八年の通信省昇格に伴う特定局長とい
う役職の規定以来今日に至るまで、請負制度によ
る渡しきり費等々のために、従業員は文字どおり
の低賃金の上に牛馬のごとく追い使われ、一方に
おいては公金横領をはじめとする多くの不正事件
の発生など、戦後に引き続いて数々の改正を経、
今日に至り、局舎を持つておるといふ理由で、何
らの郵政業務に経験のない者が特定局長に就任す
るという自由任用制度と、総合服務による勤務時
間の不合理等が残されているということでありま
す。したがって、もしこの時点において郵政事業
の請負的性格強化の方向がとられるとすれば、ま
さに時代に逆行し、郵政事業百年の大計を誤り、
ひいては国民への事業サービスの低下を招く結果
となると考えるわけでありますが、総理の明確な
所見を承りたいのであります。(拍手)

さらに郵政大臣に対して、冒頭に申し上げた郵
政省の国会答弁をまずお認めになるかどうかを明
らかにされたいのであります。

同時に、本年三月二十三日の通信委員会におけ
る郵政大臣の就任あいさつでは、この国会におけ
る提出予定の法律案件として簡易郵便局法の一部
改正をあげているのでありますが、その際には、
単に委託業務の範囲を拡大し、国民年金給付の支

払い事務を加えることとしており、提案された法案の主目的であり、根本的な政策変更として重要な問題であります個人請負制度の復活については、全く触れておられないのであります。にもかかわらず、いま突如として制度の変更を中心とした重要法案を国会に提出されたことは、政府の異常な状態といふはかないのであります。その真意が那邊にあるか、全く理解に苦しむものであります。(拍手)郵政大臣の真意を承りたいのであります。

第二に、現行簡易郵便局の現状について承りたいのであります。簡易郵便局は昭和二十四年の創設より二十七年までに一千局台の設置が行なわれましたが、二十六年にはすでに廃止される局も出るようになりました。その原因は経営困難ということでありました。取り扱い事務の僅少、したがって維持が困難であるということでありました。この実情の上に立って、郵政省は昭和三十一年度において取り扱い手数料の大幅引き上げを行なうとともに、積極的な設置勧奨を行ないましたが、今日よりやく二千九百十五局という数であります。ところがこの間に再委託の問題が各所にあらわれております。現在市町村が行なうもの一千百八十九局、農業協同組合八百四十局、漁業協同組合九十五局、生活協同組合十三局というのがその内訳であり、簡易郵便法によれば「受託者は、公共の利益のため、誠実に自ら委託事務を行わなければならない。」と定められておりますが、

市町村、農協、漁協、生協の職員でない者が簡易局の事務を現に行なっているというこの現実に照らして、一体第三者に再委託を行なうことが現行法上許されるものかどうか、違法であるとするならば、一体いかなる処置をとらうとなさるのか、また、再委託を黙認しなければ採算がとれず、廃局せざるを得ないというのであれば、はたして簡易局設置なるものは成功していると言えるかどうか、明確に答弁を願いたいのであります。(拍手)

第三に、今回の改正の理由によれば、郵政事業の役務をへんびな地方にまで広め、利用者の利便を増進するため簡易郵便局にかかる郵政窓口事務の受託者の資格を一定の要件を備える個人にも与えようという、つまり法に従えば、現行、地方公共団体、農協、漁協、生協に限ることになっていくものを「十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人」なる一項をつけ加え、個人請負を認めようというのであります。この資格要件はまことに抽象的かつあいまいであり、極言すれば、欠格条項に該当しない者ならばだれでもよいということになるが、この欠格条項なるものが公務員の欠格条項の引き写しであり、禁錮以上の刑に処せられた者でも、その刑の執行を終わり、または執行を受けなくなった日から二年を経過した者であれば、受託者となれる。そしてまた、公務員で懲戒免職を受け、その処分の日から二年を経過した者であれば、これまた受託者たり得るわけであ

る。郵政事業の性格、郵便貯金、保険を扱う、つまり個人の預貯金を扱う責任ある者として、はたしてこれでよいかどうか。

さらにまた、すべてこれらの個人受託は一人局に該当するもの、つまり一人ですべてを行なうものであります。公共団体、農協、漁協、生協等は、いずれも公共性の強い仕事をしており、責任ある地位の人々の十分なる指導も直接監督も行きますが、しかし改正案にいう個人とは、あくまでも一人である。自分で自分を指導監督するなどということができるはずはありません。しかも郵政の仕事をしている間は法令上公務員という扱いを受けます。大臣がすでに御承知のように、六大都市においては郵便の取り集めを日本郵便通達株式会社職員の職員がやっておりますが、これが信書の秘密という問題にからみ、大きな問題に発展して、今日必ず郵政職員が同乗をして取り集めをやるようになっていくこととあわせ考

えるときに、はたして以上のような無責任な措置が許されるものかどうか、詳細に、明確な答弁を承りたいのであります。(拍手)

次に、簡易郵便局手数料との関係についてあわせて承りたい。四十二年度予算に基づく平均一件当たりは二万五十六円であります。その内訳は一万一千円が基本給、残余の九千円ばかりが事務量によるスライド部分ということになります。してみれば、公共団体でなく全くの個人にとって、はたして、家屋を提供して、しかもこの金額でどこま

で安全な施設、取り扱いが期待できるものであろうか。しかも簡易局設置の基準に見合うへんびなところ約二千四百カ所を予定しているといいますが、局長は資産がなくとも保証人を立てるからそれでよいと郵政省は言う。へんびな部落の居酒屋さんやあるいはたばこ屋さんや雑貨屋さんの片すみで切手を売るのはわけの違う郵政事業の大半以上の窓口事務を扱い、さらにその上に老齢福祉年金、母子年金、準母子年金、傷害年金の支払い事務まで取り扱う郵便官署とも言い得る窓口が開かれていなどということは、想像するだけではいわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに簡易郵便局創設以来今日まで、公共団体の取り扱いですら約二百八十件、四千万円に上る犯罪が生じておるのであります。これは地方公共団体に委託している状態であります。もし民間の個人に委託した場合、はたしてどういう結果が生じるでしょうか。増加することはあっても、減少することはないと確信するのであります。大臣、それでもだいじょうぶだと強弁できるかどうか、明確に承りたいのであります。(拍手)

第四に、特定局長会の皆さんからも多くの反対意見を耳にいたします。また幹部諸君は郵政大臣を訪れて意見を述べていますが、大臣はまことに強引にこの提案を押し通したといわれる。特定局長なるがゆえに、郵政事業の性格、責任の重さを痛感しているはずであります。また小さい局の請

負化への逆行もおそれるところでありましよう。小局の局長が責任ある仕事をしている近くにおいて、二万円ほどの危険さきまりない請負仕事で安上がりに片づけられる簡易局個人委託が行なわれ、これをもし比較されてしりをたたかれるとするならば、反対しないほうがおかしいということになります。郵政事業を根本からゆがめることになると思うが、いかがでしょう。また、憲法第二十一条の二項には、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と明定されております。したがって、郵便法第一条は、その目的として公共の福祉の増進をうたい、貯金、保険等の関係法規もまた同様の規定が行なわれております。そして郵便法第九条では、「郵政省の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。」とうたい、「郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」と、きびしく規定しております。大臣、全くの第三者である個人に業務を委託した場合、この信書の秘密侵犯という重大な問題について、責任を持つことができますか。この問題は単に私のみならず、利用者である国民全体の最も危惧し、不安とするところであると考えます。明確なる所見を承りたいのであります。

佐藤総理大臣、重ねてお尋ねいたしたが、法に照らし、郵政事業の公共性と国民に対するこの事業の責任をあわせ考えますときに、世上の常識

から見ても、郵政事業を知るほとんどの方が個人委託に反対をされている今日、特に郵政大臣としての経験をお持ちのあなたが、御無理をなさらないことを信じていたが、これもまた時の勢いということとも存在するわけでありまして、念のため所信のほどを承りたいのであります。

また、小林郵政大臣にも、あわせてこの点に關する所信のほどを念のため承って、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 武部君にお答えいたします。

申すまでもなく、近代国民生活、これと郵政事業、これは切り離すことができない。この点はお説のうちにもその公共性を主張しておられる、そこでよくわかると思います。私はこの点に思いをいたし、国家の提供するサービスは普及しなければならぬ。これが特定の地区だけあるいは都会だけ、さうなところに集中してはいけません。いなかであらうがどこなところに住んでおろうが、国民はひとしくこの恩恵を受ける、こういうことであらうと思います。したがって、二十四年に簡易郵便局制度を設けて、地方公共団体、さらにまた協同組合等でこの郵便業務を受託する、

こういう制度を開きました。しかし、わが国内には、公共団体やまた協同組合だけでもまかなえないようなへんびな地域があるわけでありま

す。このへんびな地域に対しまして、十分適格

者を見つけて、そうして郵便業務の普及をはかる、これは私も政府の当然なすべきことだと思ふのであります。(拍手)何だか過去の特定郵便局制度の復活であるかのような印象を持たれておるようでございますが、この戦前の特定郵便局制度と今回改定よりとする簡易郵便局制度は、全然違つておるわけでありまして。これは私が申すまでもなく、武部君がよく御承知のことでございます。

さうな点を考えまして、私は一そう国民に近代的な便益を供給するように窓口サービスを普及

また、簡易郵便局の数も、現在はお話のように約三千あるのでありまして、昭和四十一年におきましての貯金の増加額は百億円にも達するような実績をあげておりまして、地方における郵政窓口サービスの非常に貢献をしておる、かように信じておるものでございます。

特別な権利を与えるのでありますから、この資格者の選考またその後の処置等についての監督は十分しなければならぬ、かように思っております。(拍手)

〔國務大臣小林武治君登壇〕

○國務大臣(小林武治君) お尋ねのこの制度を始める際にも、個人委託をしたらどうか、こういう議論があつたのであります。当時いろいろ議論があるので、一応見合わせた。そして当時は、公共団体または農業協同組合等の施設の所在するところで大体間に合ふ、こういうふうな考え方をいたしておつたのでございます。また、先般の通信委員会で私が述べましたときは、またこのことは検討中であつたからして私が特に申し上げなかつた、

それから次に、今回の改正につきましては特定郵便局長が反対だ、こういうふうなお話がありまし

たが、これは特定郵便局がこの制度に反対をするのでなくて、自分ら小局に多少の影響がありはせぬか、こういうことで御心配になっておるのでありまして、この制度を非とする観点からの反対ではない、こういうことははっきり申し上げておけるのでございます。

また、信書の秘密につきましても御心配のようでありまして、現に、お話のように、運送委託法によりまして、いわゆる会社の従業員が郵便の集配の委託を受けておる、こういう事態もあります。が、信書の問題において特別な問題が起きておらぬ、こういうこともあるのでありまして、その辺の心配もそうされることはあるまい、かように申し上げておるのであります。

私は、要するに、一言申し上げますが、全国にいま二万も郵便の窓口があるということは、これは郵便局だけでありまして、いわゆる官庁の民主化とか、いろいろ言いますが、全くその民主化の趣旨にかなったものは特定郵便局制度であり、また、今回の簡易郵便局の制度であると思うのでございます。(拍手) すなわち、いま皆さんは、学校の先生が足りないとか、お医者さんが足りないとかいわれますが、われわれの郵便局は、その土地の方々を任命したればこそ今日このような発展を来したのでありまして、官庁事務の民主化にこれほどかなったものはない、私はかように確信しておるのでございます。

以上お答え申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

○竹内繁一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、会社更生法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内繁一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。会社更生法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

会社更生法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年六月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

会社更生法等の一部を改正する法律

(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第二百十條」を「第二百十條の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者」を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に對する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第三百三十一條の規定によつて管財人に届け出た住所にあつて、書類を通常の取扱ひによる郵便に付してすることができる。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七条の見出し中「更生手続開始の」を削る。

第十八条の次に次の二條を加える。

第十八条の二 第三十九条第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、囑託書に決定書の謄本又は抄本を添

附してその処分の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九条第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に關し第三十九条第一項前段又は第七十二条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八条の三 第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第二項の規定により会社の事業の經營並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、囑託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百一十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第二項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十條第一項中「前三條」を「第十七條から前条まで」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(登録への準用)

第二十二條 第十八條、第十八條の二第三項及び前三條の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五條中「若しくは第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。

第三十五條第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁、」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九條第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

第三十九條に次の三項を加える。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6 第十五條の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

(保全管理人)

第四十條 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に

属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(保全管理人代理)

第四十一條 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(監督員)

第四十二條 第三十九條第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

(管財人に関する規定等の準用)

第四十三條 第五十四條から第五十五條まで、第九十四條、第九十五條、第九十六條第一項、第九十七條及び第九十八條の二から第百条までの規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八條から第七十條までの規定は、第三十九條第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八條の二第一項、第二項及び第九十八條の三から第九十八條の五までの規定は、監督員に準用する。

(手続開始の申立ての取下げの制限)

第四十四條 第三十九條第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六條第一号中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第四十七條第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見」に改める。

員の意見」に改める。

第四十八條第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九條中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三條に次のただし書を加える。

ただし、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定によりその権利が取縮役に付与されたときは、この限りでない。

第五十四條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一號を加える。

九 第六十一條の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四條の次に次の一號を加える。

(管財人の自己取引)

第五十四條の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五條中「前条」を「前二條」に改める。

第七十二條第一項中「第三十九條に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員」に改める。

第九十四條の見出しを「(管財人の選任)」に改める。

第九十六條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取縮役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八條及び第六十九條の規定は、第二百一十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八條の次に次の四條を加える。

(管財人の調査)

第九十八條の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

(管財人の監督等)

第九十八條の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管財人の注意義務)

第九十八條の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の解任)

第九十八條の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

第百一条を次のように改める。

(調査委員)

第百一条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一 更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二 第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の要否

三 管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の当否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

四 更生計画案又は更生計画の当否

五 その他他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3 調査委員は、その職務を行なうに適した者で利害関係のないものの中から、選任しなければならない。

第三章中第百一条の次に次の二条を加える。

第百一条の二 調査委員の調査報告又は意見に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

第百一条の三 第九十五条、第九十七条第一項及び第九十八条の二から第九十八条の五までの規定は、調査委員に準用する。

第百一条の次に次の一条を加える。

(継続的給付を目的とする双務契約)
第百一条の二 会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の

申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由として、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができる。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第百十二条中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合に改め、任意に給付をする場合」の下に、「徴収の権限を有する者が還付金又は過誤納金をもつて充当をする場合」を加える。

第百十二条の次に次の一条を加える。

(更生債権の弁済の許可)
第百十二条の二 会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項の規定による許可をするについては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 管財人は、更生債権者から第一項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

4 少額の更生債権を早期に弁済することによ

り更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第百十九条中「並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(使用人の退職手当の請求権)
第百十九条の二 更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六箇月の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のうちにいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

3 前二項の規定は、第二百八条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

(使用人の預り金の返還請求権)
第百十九条の三 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六箇月の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちにいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の請求権のうち同項の限度をこえる部分は、更生手続の開始においては、一般の優先権のある債権とみなす。ただし、更生担保権とされるものについては、この限りでない。

(開始前の借入金等)
第百十九条の四 会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くこ

とができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第百二十二条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日(その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日)までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金について、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものとする。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第百二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時)までに生ずるものに限る。

第百二十三条第二項中「第百十二条」を「第百十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、社債に関しは、適用しない。

第百二十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(更生担保権に係る担保権の目的の価額)
第百二十四条の二 更生担保権に係る担保権の

目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時に於ける価額とする。

第二百二十五条に次の一項を加える。

4 更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならぬ。

第二百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第二百二十七条の二 会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後にするものとする。

2 会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不变期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

第二百三十条及び第三十一条を次のように改める。

第二百三十条 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。

第三百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならぬ。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

(株主の参加の許可)

第三百三十一条の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二条の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百三十二条(見出しを含む)中、「更生担保権者及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改め、同条中「株主表」を「株主の氏名及び住所株式の額面無額面の別、種類及び数」を削る。

第二百三十三条中「、更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百三十四条の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置き等」に改め、同条中「、更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に、「更生担保権者表並びに株主表」を「並びに更生担保権者表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたとき

は、第三百三十一条の規定による株式の届出に關する書類を閲覧させなければならない。

第三百三十六条第二項中「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第四百四十一条第一項中「会社並びに」を「会社、に」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五条第二項の規定は、適用しない。

第四百四十三条の次に次の一条を加える。

(退職手当の請求権の調査及び確定の特例)

第四百四十三条の二 第二百二十七条の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、第四百四十五条から第四百四十二条までの規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。

第四百四十六条に後段として次のように加える。

第二百四十三条の二第一項の規定による通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合も、また同様である。

第二百四十七条第二項中「調査」の下に「(前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知)」を加える。

第五百九条第三項中「会社並びに」を「会社、に」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第四百四十一条」を「第四百四十一条第一項から第三項まで」に改める。

第六百六十一条の次に次の一条を加える。

(商法による留置権の消滅請求)

第六百六十一条の二 管財人は、更生手続開始当時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者として同一の権利を有する。

第六百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者若しくは更生担保権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第六百六十四条第一項中、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出した更生債権者、更生担保権者及び」を「届出した更生債権者、更生担保権者及び」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出した更生債権者、更生担保権者及び」を「届出した更生債権者、更生担保権者及び」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出した更生債権者、更生担保権者及び」を「届出した更生債権者、更生担保権者及び」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出した更生債権者、更生担保権者及び」を「届出した更生債権者、更生担保権者及び」に改める。

権者及び更生担保権者並びに」に改める。
 第七十六條第二項に後段として次のように加える。

第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときも、また同様である。
 第七十七條中「一切の財産の価額」を「一切の財産につき手続開始の時ににおける価額」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。
 第七十八條第一項中「更生手続開始後遅滞なく、」を「前条の規定による評定を完了したときは、直ちに」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評定の完了前において必要があると認めるときは、管財人に対し、またその評定の終わらない財産については商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定による価額を附して、更生手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることが出来る。
 第八十條第三号を削る。
 第八十二條を次のように改める。

第八十二條 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第七十七條の規定により評定した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定を準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することが出来る。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならぬ。

い。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附しなければならない。
 第八十八條中「会社並びに」を「会社、」に「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第八十九條第一項中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。
 第九十條第一項及び第九十三條中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第九十四條第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者」に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第二百二條第二項中「更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）」を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主に対しては、この限りでない。

第二百五五條中「又は」を「については議決権を行使することが出来る更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者」に改める。

第二百八十八條第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。

第六章中第二百十條の次に次の一條を加える。
 （公益債権に基づく強制執行の中止等）
 第二百十條の二 公益債権に基づき会社財産に對し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社

の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供せ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることが出来る。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことが出来る。
 3 会社財産が公益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることが出来る。

4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。
 第二百一十一條に次の一項を加える。

3 計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨を定めることが出来る。
 第二百五五條の次に次の一條を加える。
 （弁済した更生債権等）
 第二百五五條の二 更生債権及び更生担保権については、第二百二條の二第一項又は第四項（第二百二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百三十七條第一項中「更生担保権者又は株主」を「又は更生担保権者」に改める。
 第二百三十九條中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百四十一條中「但し、」を「ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四條の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしない」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七條に次の一項を加える。
 4 第二項の規定は、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、第九十八條の二の規定は、新会社に対する管財人の調査について準用する。

（更生計画認可後の取締役に對する権利付与）
 第二百四十八條の二 裁判所は、更生計画に第二百一十一條第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することが出来る。

2 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことが出来る。

3 裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五條の規定は、適用しない。

第二百五十四條第一項中「決定の時」の下に「又は計画において特に定めた時」を加える。
 第二百五十五條第四項中「又は株主」を「又は株主」に改める。

第二百六十九條第五項中「第十九條」を「第十八條の二から第十九條まで」に改め、同条第六項本文を次のように改め、同項を同条第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。第二百六十九条第五項の次に次の三項を加える。

6 計画において会社が新株を発行することを定めた場合(次項に該当する場合を除く。)における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第号)第九条(課税標準及び税率)の規定にかかわらず、千分の一(増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

7 計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

8 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

第二百七十条第二項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十一条第一項中「会社又は」を「会社、に」、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画の変更により第二百七十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。第二百七十三条の見出しを「(更生計画認可前の廃止)」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二百七十三条の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかにしたときは、裁判所は、管理人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。

第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加え、同条第二項中「管理人が法人であるときは、管理人」を「調査委員、保全管理人又は管理人(以下本条中「管理人等」という。)が法人であるときは、管理人等」に、「管理人が法人である場合」を「管理人等が法人である場合」に、「管理人の職務に關し管理人」を「管理人等の職務に關し管理人等」に改め、同条第三項中「管理人」を「管理人等」に改め、同条第四十四条中「第四十一条第一項に掲げる者が同条(第四百一条)において準用する場合を含む。」を「会社又は新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)の取締役、監査役又は支配

人その他の使用人が第九十八条の二第一項(第四十三条第一項、第三項、第四百一条の三又は第四百四十七條第四項において準用する場合を含む。)に改める。

第二百九十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条の前に次の一項を加える。

一 第三百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

(破産法の一部改正)

第二条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一項を加える。

雇人ノ預り金ノ返還請求權ハ破産宣告前六個月ノ給料ノ總額ニ相當スル額又ハ其ノ預り金ノ額ノ三分ノ一ニ相當スル額ノ何レカ多額ナルモノノ限度ニ於テ之ヲ一般ノ優先權アル債權トシ但シ別除權ヲ行使スルコトヲ得ル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一項を加える。

二 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ對シテ債務ヲ負擔シタルトキ但シ其ノ負擔ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十条の次に次の一項を加える。

第二百二十条ノ二 前条ノ規定ハ破産財団ニ屬スル權利ニシテ登記シタルモノニ關シ第五百五十五條第一項ノ規定ニ依リ処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

百二十条に改める。

第二百二十二条中「前三条」を「前四条」に改める。

第二百二十四条中「前四条」を「前五条」に改める。

第二百五十五条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ裁判ニ對スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

(和議法の一部改正)

第三条 和議法(大正十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

破産法第二百二十条ノ二、第二百二十二条及第二百二十四条ノ規定ハ債務者ノ財産ニシテ登記又ハ登録シタルモノニ關シ第二十條第一項ノ規定ニ依リ処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十条に次の一項を加える。

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

第四百五十五條中「第二十七條」の下に「第三十九條第二項」を加える。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第二号の次に次の一項を加える。

二の二 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百二十六條の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得

附則

1 (施行期日) この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

2 (経過措置) この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件(以下「旧更生事件」という。)につ

いては、この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の会社更生法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新法第十八条の二第三項、第十八条の三及び第二十条（第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十五条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条、第五十三条、第五十四条第九号、第五十四条の二、第五十五条、第九十六条第二項及び第三項、第九十八条の二（第九十一条の三において準用する場合を含む。）、第九十一条、第九十一条の二、第九十一条の三において準用する第九十五条及び第九十七条第一項、第九十二条、第九十二条の二、第九十九条の四、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項、第二百二十六條第二項、第二百六十一條の二、第二百七十六條第二項、第二百九十四條第一項及び第三項、第二百八条第五号、第二百四十一條第三項、第二百四十五條の二、第二百四十七條第二項、第二百四十八條の二、第二百五十四條第一項、第二百六十九條第五項、第二百七十一條第三項、第二百七十三條の二並びに第二百八十三條の規定並びに新法の附則でこれらの規定に係るものは、旧更生事件についても適用する。

4 新法第六十三條第二号の規定は、この法律の施行後に更生手続開始の申立てがあつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

5 新法第二百六十九條第六項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に受ける登記又は登録につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記又は登録につき課した又は課すべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に破産の申立て又は職権による破産の宣告があつた事件については、第二

条の規定による改正後の破産法第三十九条第二項及び第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第二条の規定による改正後の破産法第四百条第二号（和議法第五条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百三条第一項及び第四百五十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に破産の申立て若しくは職権による破産の宣告、和議開始の申立て、整理開始の申立て若しくは職権による整理開始の命令又は特別清算開始の申立て若しくは職権による特別清算開始の命令があつた事件については、適用せず、この法律の施行後にそれらの申立て、宣告又は命令があつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

8 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた事件については、第三条の規定による改正後の和議法第二十条第四項及び第四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第四条の規定による改正後の地方税法第七十三條の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日以前の不動産の取得については、なお従前の例による。

10 商業登記法（昭和三十一年法律第二百二十五号）の二を次のように改正する。
第十二條第一項中「又は支配人若しくは」を「支配人又は」に改め、「管財人」の下に「若しくは保全管理人」を加える。

理 由

会社更生法の運用の実績にかんがみ、各種の権利者の利害の調整を図るため中小企業者の債権及び使用人の退職手当債権を優遇する等の措置を講

じ、更生手続の濫用を防止するため更生手続開始前の保全処分制度を改善し、裁判所の補助機関を強化するため調査委員の制度を拡充する等更生手続の円滑化及び合理化を図るとともに、これに関連して破産法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。法務委員長大坪保雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 ただいま議題となりました会社更生法等の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、会社更生法の運用の実績にかんがみ、中小企業者の債権の優遇その他各種の権利者の利害の調整を行ない、保全処分制度の改善その他による更生手続の円滑化の防止の対策を講ずるとともに、調査委員制度を拡充する等、更生手続の円滑化及び合理化をはかるため必要な改正を行なうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、中小企業者の更生会社に対する債権については、管財人の申し出に基づく裁判所の許可により、更生手続の進行中隨時に弁済することが

できるものとする。第二に、更生計画の認可前に退職する使用人の退職手当の請求権については、退職前六箇月の給料の総額に相当する額またはその退職手当の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として共益債権とすること。

第三に、その他電気、ガス等継続的供給契約に關して生ずる債権関係の明確化、更生手続開始前の事業経営に不可欠な借り入れ金の返還請求権等の共益債権化、租税等の請求権の取り扱いの緩和、財産評価の基準の明確化、更生計画認可後における管財人と新取締役との権限の明確化等であります。

本案は、六月十五日当委員会に付託され、二十日提案理由の説明を聴取し、田中武夫君外十二名提出、会社更生法の一部を改正する法律案と両案を一括議題とし、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を行なつたのであります。

かくて、本日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、民主社会党及び公明党の三党共同提案にかかる内閣提出法案に対する修正案が提出され、大竹太郎君よりその趣旨の説明がありました。

修正案の要旨は、裁判所の職権による中小企業者の債権の弁済許可の道を開くこと並びに改正法の施行期日「十一月一日」とあるを「九月二十日」に改めるといふのであります。次いで、討論に入り、日本社会党加藤十君よ

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号 証券投資信託法の一部を改正する法律案外一案

九九四

り、修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対の意見が述べられました。続いて、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

会社更生法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

会社更生法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第百十二条の二第一項の改正規定中「申立てにより」の下に「又は職権で」を加える。

附則第一項中「十一月一日」を「九月二十日」に改める。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

計理士の名称の使用に関する法律案(大蔵委員長提出)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、証券投資信託法の一部を改正する法律案とともに、大蔵委員長提出、計理士の名称の使用に関する法律案は、委員会の審査を省略して一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

証券投資信託法の一部を改正する法律案、計理士の名称の使用に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

証券投資信託法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年五月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

証券投資信託法の一部を改正する法律

証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第四章 監督(第二十条の二―第二十四条)」を「第四章 監督(第二十条の二―第二十四条の二)」を「第四章 監督(第二十条の三―第二十四条)」を「第四章の二 証券投資信託協会(第二十四条の二―第二十四条の八)」に改める。

第二十条第一項中、「且つ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(証券投資信託とみなす信託)

第二条の二 信託財産を委託者の指図に基づいて特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、その受益権を証券投資信託の受託者に取得させることを目的とするものは、証券投資信託とみなして、この法律の規定を適用する。

第五条第六項に次の二号を加え、同条第七項を削る。

六 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券については、前各号に掲げるもののほか、追加信託をすることができる元本の限度額

七 その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

第六条第三項中「会社登記簿の謄本」の下に、「業務の方法を記載した書類」を加える。

第七条第一項中「第一号及び第二号」を「次に掲げる基準」に改め、「経験及び」及び「並びに証券市場の状況」を削り、同項に次の一号を加える。

三 免許申請者の営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

第九条から第十一条までを次のように改める。

(基本事項の変更の認可)

第九条 委託会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 商号を変更しようとするとき。

二 資本の額を変更しようとするとき。

三 業務の方法を変更しようとするとき。

(変更届出)

第十条 委託会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十八条第一項の承認に係る業務を廃止したとき。

第十一条 削除

第十二条第二項第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 信託の計算期間に関する事項

第十二条第二項第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 受益者に関する事項

第十七条を次のように改める。

(委託会社の行為準則)

第十七条 委託会社は、証券投資信託の受益者のため忠実に信託財産の運用に係る指図を行わなければならない。

2 委託会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十をこえる株式を有する株主をいう。)が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの者に対して売却若しくは貸し付けることを委託会社に指図すること。

二 その運用の指図を行なう信託財産相互間において大蔵省令で定める有価証券の取引を行なうことを委託会社に指図すること。

三 同一法人の発行に係る種類を同じくする有価証券を、イに掲げる額がロに掲げる額をこえることとなる場合に、信託財産をもつて取得することを委託会社に指図すること。

イ その運用の指図を行なうすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該有価証券の総額

ロ 当該有価証券の発行済総額に大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める率を乗じて得た額

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護

に欠け、又は信託財産の運用の適正を害するものとして大蔵省令で定める行為

3 前項第三号に規定する有価証券の総額及び発行済総額は、大蔵省令で定めるところにより計算しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(議決権等の指図行使)

第十七条の二 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二及び第二百八十条ノ四第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で大蔵省令で定めるものの行使については、委託会社がその指図を行なうものとする。

2 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第六項の規定は、適用しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

(営業年度)

第十八条の二 委託会社の営業年度は、毎年十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わるものとする。

(営業報告書の提出)

第十八条の三 委託会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二月以内にこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

第十九条第一項中「信託契約を締結した日から

六月を「信託の計算期間」に、「期間内の当該信託契約に係る」を「計算期間中の当該」に、「期間が経過した日」を「計算期間の末日」に改める。

第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第三章第二十條の次に次の一条を加える。

(説明書等の作成)

第二十條の二 委託会社は、証券投資信託の受益証券について、大蔵省令で定めるところにより、説明書を作成し、当該受益証券を取得しよる者の利用に供しなければならない。

2 委託会社は、信託財産について、当該信託財産の計算期間の末日ごとに、大蔵省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者の利用に供しなければならない。

第二十一条第一項中「報告書」の下に「(委託会社

については、第十八条第一項の承認に係る業務又はその財産に係るものを含む。)」を加え、「若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社」を「委託会社の第二十条第一項の帳簿書類その他

の物件若しくは委託会社であつた者、受託会社若しくは受託会社に改め、同条第二項中「規定により帳簿書類の」を削り、同条第三項中「資料又は報告書の徴取及び」を削る。

第二十三条第一項第一号ロ中「当該信託約款」の下に「若しくは業務の方法」を加える。

第二十四条第二号中「信託財産に関する報告書」

の下に「又は同条第二項の規定による信託財産に関する総計算書」を、「当該報告書」の下に「又は総計算書」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 証券投資信託協会

(目的等)

第二十四条の二 委託会社及び受益証券の売買その他の取引を常時行なう証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。)は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、全国を通じて一個の証券投資信託協会(以下「協会」という。)を設立するものとする。

2 協会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される法人とする。

(名称の使用制限)

第二十四条の三 協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

(業務)

第二十四条の四 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 信託契約の締結及び解約、信託財産の運用並びに信託の元本の追加信託及び償還に関し、受益者の利益に反する行為を防止し、かつ、信託財産の安定及び運用の適正を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二 受益証券の売買その他の取引を公正ならし

め、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、第二十四条の二第一項の目的を達成するため必要な業務(業務規程)

第二十四条の五 協会は、その業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告の徴取)

第二十四条の六 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会からその業務又は財産に関する資料又は報告書を徴することができる。

(監督命令)

第二十四条の七 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(法令違反等による処分)

第二十四条の八 大蔵大臣は、協会の役員がこの法律等、この法律等に基づいてする行政官庁の処分又は職務上の義務に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を

示して当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

第二十五条ただし書を削る。

第三十条中「第十七条の下に「第二項第一号」を加える。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十条の二」を「第二十条の三」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の規定に違反して、認可を受けないで商号、資本の額又は業務の方法を変更したとき。

第三十四条第一号を次のように改める。

一 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十五条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 第二十条の二第一項の規定による説明書を作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

六 第二十条の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八条の三の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六条中「又は受託会社」を「、受託会社又は協会」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十四条の六の規定による資料若しくは報告書を提出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六条の次に次の一号を加える。

第三十六条の二 第二十四条の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「前八条」を「第二十九条から前条まで」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、証券投資信託法第十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法(以下「新法」という。)第五項第六項第七号の規定は、この法律の施行前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律の施行の際現に改正前の証券投資信託法第六項第一項の規定による免許を受けている会社は、この法律の施行後二月以内に新法第六条第三項に規定する業務の方法を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現に証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項に規定する証券業者である会社は、昭和四十三年三月三十一日までは、新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、証券会社とみなす。

5 この法律の施行の際現に存する社団法人証券投資信託協会は、新法の規定による証券投資信託協会となるものとする。

6 前項の社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四条の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託」の下に「及び証券投資信託法第二条の二に規定する信託」を加える。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項、第七十二条の三第一項及び第二百九十四条の三第一項中「規定する証券投資信託」の下に「(同法第二条の二に規定

10 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「規定する証券投資信託の下に(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む。)」を加える。

11 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「規定する証券投資信託」の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む。)」を加える。

12 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の非課税物件の欄に次のように加える。

2 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託の受益証券で政令で定めるもの

理由

最近における証券投資信託の実情にかんがみ、投資者保護の徹底を図るため、証券投資信託の委託会社の行為の準則を明らかにし、監督に関する規定の整備を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資するため、証券投資信託協会について

特別の規制を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

計理士の名称の使用に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十二年七月十一日

提出者

大蔵委員長 内田 常雄

計理士の名称の使用に関する法律

1 昭和四十二年三月三十一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けていた者は、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務(他の法律においてその業務を行なうことが制限されているものを除く。)を営むについて計理士の名称を使用することができ。

2 前項に規定する者以外の者は、計理士の名称を使用してはならない。

3 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

理由

計理士の名称の使用について定める必要がある

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました法律案二件のうち、まず、証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における証券投資信託の実情にかんがみまして、受益者の保護を徹底するとともに、証券市場の健全な発展に資するため、次の諸点について改正を行なうとするものであります。

すなわち、まず、委託会社の受益者に対する責任を明らかにするとともに、委託会社がその運用の指図を行なう信託財産相互間において一定の有価証券の取引を行なうこと、及び同一法人の発行にかかる同一種類の有価証券を一定の割合を越えて取得すること等、受益者の保護に欠け、または信託財産の運用の適正を害する行為を行なうことを禁止することとしております。

また、信託財産として有する有価証券にかかる議決権、その他株主の権利のうち必要と認められ

る権利の行使については、委託会社にその指図を行なわせることとしております。

第二に、投資信託業界の自主規制を強化し、その健全な発展に資するために、証券投資信託協会の目的、業務及び監督等に関する規定を設けることとしております。

第三に、単位型証券投資信託の運用を効率化するために、株式等に対する投資を特定の信託において集中して行ない、その信託の受益証券を単位型の証券投資信託に組み入れることとするいわゆるファミリーファンド方式を認めることとし、このような信託についても、証券投資信託とみなして、この法律の規定を適用することとしております。

この法律案は、参考人の意見を聴取する等、慎重審査の結果、本日全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

次に、計理士の名称の使用に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、計理士制度廃止の措置は、昭和三十九年に成立した公認会計士特例試験等に関する法律によって、わが国の職業会計人制度を一本化してその発展を期するために、計理士に公認会計士の資格を与えるための特例試験の実施とあわせてとられた措置であります。

この特例試験法は、法律自体が本年三月三十一日を期限として特例試験の実施を五回に限るこ

と、及び計理士制度を廃止することを内容としており、また、これらの期限は決して延長されるべきでない旨が、国会における審議を通じて幾たびか確認されておられ、さらに、当委員会において、そのようなことがないよう政府が最善の努力を尽くすべき旨の附帯決議をいたした次第であります。

このような経緯にかんがみると、再び特例試験を実施するとか、計理士制度を復活するとかいふことは、絶対になすべきでないことは明らかであります。

しかしながら、長い歴史を有する職業会計人としての計理士の名称は、世間的にも相当の信用が付加されているのでありますが、計理士制度の廃止に伴って計理士の名称が一般にだれでも使用できるようになったため、従来計理士でなかった者が計理士の名称を乱用するおそれがあると存するのであります。

そこで、これらのことを考えあわせて、計理士の名称の使用を従来の計理士に限り認めることとし、一般には制限しようとするのがこの法律案の趣旨であります。

関係方面の一部では、この法律案の内容が計理士制度の復活あるいはこれにつながることを懸念する向きもあるようですが、われわれとしてはそのようなことは毛頭考えておらず、計理士制度の廃止を前提として、不幸にして公認会計士の資格を得られなかった計理士の立場を考慮して、計理士の名称使用を認めるとともに、計理

士の名称を信頼する第三者の保護に資することを目的とするものであります。公認会計士法において制限する監査証明の業務を行なうことができないことは申すまでもありません。

以上がこの法律案を提案する理由であります。大蔵委員会において全会一致をもって決定したものであります。何とぞ御審議の上御賛成くださるようお願いをいたす次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、証券投資信託法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、計理士の名称の使用に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

石油開発公団法案(内閣提出)

離島振興法の一部を改正する法律案(倉成正君外二十一名提出)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、石油開発公団法案、倉成正君外二十一名提出、離島振興法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

石油開発公団法案、離島振興法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

石油開発公団法案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石油開発公団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条・第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十一条)

条

第五章 監督(第三十二条・第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 石油開発公団は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なうことにより、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 石油開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、四十億円と附則第六条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加する

国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び石油開発債券)

第二十五条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石油開発債券(以下「債券」といふ)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法

律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ(債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)

第二十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 公団は、通商産業省令で定める重要な財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十一条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 公団は、通商産業大臣が監督する。通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ(報告及び検査)

第三十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十四条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十五条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十七條又は第二十九條の認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項又は第三十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十三条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十六条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第六條の規定に違反して石油開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四條から第十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二条 通商産業大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

4 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

5 公団は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

(石油資源開発株式会社等の解散等)

6 石油資源開発株式会社法(昭和三十年法律第五十二号)により設立された石油資源開発株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の公布の日から起算して二月以内に前法第三百四十三条(定款変更の決議方法)に規定する株主総会の決議を得て、公団の設立に際し、公団に対してその営業の全部を出資することができ

2 会社は、前項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。

3 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

4 第一項に規定する決議があつた場合において、前項の認可があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、その認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

5 前項の場合における株式の買取価格は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

6 前項の会社の純資産の額は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

7 前項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。第三十五条の規定は、この場合について準用する。

8 第三項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、公団の成立の時に公団に承継されるものとし、会社は、その時に公団に解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

9 前項の規定による承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、公団の設立に際し、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から公団に対して出資されたものとする。

10 第八項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 前条第八項の規定により公団に承継される会社の社債に係る債務については、石油資源開発株式会社法第十三条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の会社の社債は、第二十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

(臨時の業務等)

8 公団は、この法律の施行後三年間は、第十九条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、石油資源開発株式会社法第七條第一項及び第二項に規定する業務(第十九条第一項各号に掲げる業務を除く。)を行なうことができる。

2 公団は、前項の業務の円滑な実施を図るため、臨時に当該業務の実施を一体として所掌するのための組織を設け、かつ、当該業務に係る経理を区分して整理するものとする。

9 公団は、前条第一項の業務を廃止するときは、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に係る財産を譲り渡し、又は第十九条第一項の

規定にかかわらず出資するものとする。

2 前項の規定による財産の譲渡については、第二十九条の規定は、適用しない。

3 第三十五条の規定は、第一項の認可に準用する。

(非課税)

10 附則第六条第八項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

11 一条 この法律の施行の際現に石油開発公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

12 公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

13 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(石油資源開発株式会社法の廃止)

14 石油資源開発株式会社法は、廃止する。

(石油資源開発株式会社法の廃止に伴う経過規定)

15 前条の規定の施行前にした廃止前の石油資源開発株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

16 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の十を次のように改める。

第六十六条の十 削除

第八十三条 削除

(所得税法の一部改正)

17 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「石炭鉱業合理化事業団」の項の次に次のように加える。

石油開発公団 石油開発公団法(昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

18 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

石油開発公団 石油開発公団法(昭和四十二年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

19 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二「中石炭鉱業合理化事業団」の項の次に次のように加える。

石油開発公団 石油開発公団法(昭和四十二年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に、「石油開発公団」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

21 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「森林開発公団」の下に、「石油開発公団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

22 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「森林開発公団」の下に「石油開発公団」を加える。

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号 石油開発公団法案外一案

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に「石油開発公団」を加える。

理由

石油資源の開発を促進して石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、石油開発公団を設立し、これに石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

離島振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十二年六月二十三日

提出者

倉成 正	白濱 仁吉
關谷 勝利	綱島 正興
山中 貞則	中村 重光
田中 武夫	石野 久男
岡田 利春	佐野 進
多賀谷真稔	千葉 佳男
中嶋 英夫	中谷 鉄也
永井勝次郎	平岡忠次郎
古川 喜一	石橋 政嗣

大柴 滋夫 受田 新吉
内海 清 鈴切 康雄
賛成者
相川 勝六 外二百七十名

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国土保全施設」を「国土保全施設等」に改める。

第九条第二項中「並びに同法第九条第一項及び第三項」を、「同法第九条第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第三条第一項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十二条並びに消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第四条第一項」に改め、同条第三項中「普通交付金」を「普通交付税」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 国は、政令の定めるところにより、第五条第

一項の離島振興計画に基づき次の各号に掲げる事業を行なう地方公共団体に對し、その事業に要する費用の三分の二を補助する。

一 公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学校若しくは中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用

に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。

第十一条第一項中「三十一人以内を「三十一人」に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改める。

別表に次のように加える。

(四) 義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する経費について

学校の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
公立の小学校	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)	地方公共団体	三分の二
公立の中学校	屋内運動場の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の小学校	適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の盲学校	小学部及び中学部の建物の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の聾学校	構造上危険な状態にある建物の改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	地方公共団体	三分の二
公立の義務教育諸学校			

(六) 児童福祉法第五十条第十号及び第五十一条第二号に規定する費用について

児童福祉施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	地方公共団体	二分の一から三分の二まで

(七) 消防施設強化促進法第二条に規定する費用について

消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
消防の用に供する機械器具及び設備	購入又は設置	市町村	三分の二

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の第九条第二項、第四項及び第五項の規定は、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものであるについては、なお従前の例による。

理 由

離島振興法の実施状況にかんがみ、離島振興対策実施地域における教育施設、児童福祉施設及び消防施設の整備に要する費用についての国の負担又は補助につき、特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四億円の見込みである。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長島村一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました石油開発公団法案並びに離島振興法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石油開発公団法案について申し上げます。

御承知のように、石油は今日総エネルギー供給の大宗を占めておりますが、そのほとんどを輸入に依存している状況であります。しかも石油需要は今後ますます増大するものと予想されますので、石油の安定的かつ低廉な供給を確保すること

は、わが国エネルギー政策の最も重要な課題となつていのであります。

本年二月の総合エネルギー調査会答申も、昭和六十年代において総所要原油の三〇％は海外開発原油で供給することを目標とすべきであると指摘しております。

本案は、このような事情にかんがみ、わが国自身の手による石油開発を強力に推進し、自主性ある石油供給源を確保するため、石油開発公団を設立しようとするものであります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一は、石油開発公団は海外石油探鉱事業に対する出資及び資金の貸し付け、海外石油開発事業にかかる資金についての債務保証、石油探鉱機械の貸与、技術指導、地質構造調査等の業務を行なうこととあります。

第二は、石油開発公団の資本金は、本年度産投特別会計から出資される四十億円で、今日まで石油資源開発株式会社に対し政府から出資された額との合計額とすることとあります。

第三は、石油開発公団の役員、予算、決算、その他財務会計、通商産業大臣の監督等について規定していることとあります。

第四は、石油資源開発株式会社を廃止するとともに、石油開発公団は石油資源開発株式会社の業務等を承継し、三年間臨時業務として行なうこととあります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、翌十九日菅野通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、石油開発公団の拡充強化等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

次に、離島振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、離島の後進性を除去し、離島住民の生活安定、福祉の向上に寄与するため、現行法をさらに強化しようとするもので、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかるものであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げますと、離

島における義務教育諸学校施設及び公立学校施設の災害復旧、保育所施設並びに消防施設の国庫補助率を引き上げるとともに、教職員住宅及び集合室施設などを国庫補助の対象としたこと等とあります。

本案は、去る六月二十六日本委員会に付託され、七月十一日、提出者中村重光君より提案理由の説明を聴取し、質疑を行なった後、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、離島における諸施設の国庫補助率の引き上げ等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添え、以上、御報告を終わります。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、石油開発公団法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、離島振興法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号 朗読を省略した議長の報告

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 田中伊三次君
大蔵大臣 水田三喜男君
厚生大臣 坊 秀男君
通商産業大臣 菅野和太郎君
郵政大臣 小林 武治君
國務大臣 木村 俊夫君
國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

内閣法制局第二 田中 康民君
部長
郵政省郵務局長 曾山 克巳君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
中小企業振興事業団法
中小漁業振興特別措置法
外国人漁業の規制に関する法律
建設省設置法の一部を改正する法律

一、昨日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十年年度一般会計予備費使用
総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予備費使用
総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)

昭和四十一年度一般会計予備費使用
総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予備費使用
総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

(要求書受領)

一、今十一日、内閣から、検査官に白石正雄君を

任命したので、会計検査院法第四條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、公安審査委員会委員に大場茂行君、岡本二一君、富田喜作君及び平林タイ君を任命したので、公安審査委員会設置法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、文化財保護委員会委員に久松潜一君を任命したので、文化財保護法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員の高橋正雄君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、運輸審議会委員に石塚秀二君を任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、電波監理審議会委員に杉村章三郎君及び田中久兵衛君を任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十一日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に芦原義重君及び高田元三郎君を任命したので、日本電信電話公社法第十二條第

一、今十一日、内閣から、労働保険審査会委員に百田正弘君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

青木 正久君 堀谷 一夫君
三ツ林弥太郎君 村上信二郎君
米内山義一郎君 熊谷 義雄君
毛利 松平君 淡谷 悠蔵君
文教委員 荒松清十郎君
社会労働委員 菅波 茂君 淡谷 悠蔵君
堀谷 一夫君 米内山義一郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

高橋清一郎君 熊谷 義雄君
荒松清十郎君 毛利 松平君
淡谷 悠蔵君 堀谷 一夫君
村上信二郎君 米内山義一郎君
文教委員 竹下 登君

社会労働委員

塩谷 一夫君 米内山義一郎君
菅波 茂君 浅谷 悠蔵君

(特別委員辞任)

一、昨日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

阿部 昭吾君 平等 文成君
沖本 泰幸君

(特別委員補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

伊賀 定盛君 檜崎弥之助君
鈴切 康雄君

(議案提出)

一、今日、委員長から提出した議案は次の通りである。

計理士の名称の使用に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案受領)

一、昨日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次の通りである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二六号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

在外財産基金法案(植木庚子郎君外六名提出、衆法第四〇号)

大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

原子力基本法の一部を改正する法律案

動力炉・核燃料開発事業団法案

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

(議案通知書受領)

在外財産基金法案(植木庚子郎君外六名提出)

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業振興事業団法案

中小漁業振興特別措置法案

外国人漁業の規制に関する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

等、更生手続の円滑化及び合理化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の更生会社に対する債権については、管財人の申立に基づく裁判所の許可により、更生手続の進行中随時に弁済することが出来るものとする。

2 更生計画認可前に退職する使用人の退職手当の請求権については、退職前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として共益債権とすること。

3 使用人の社内預金の返還請求権については、更生手続開始前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその社内預金の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として共益債権とし、その他の部分を優先的更生債権とすること。

4 保全処分により、保全管理人による会社の事業の経営又は監督員による取締役の行為の監督を命じ得ることとともに、保全処分発令後は、裁判所の許可を得なければ更生手続開始の申立てを取り下げ得ないものとする。

5 裁判所は、更生手続の開始の前後を問わずいつでも調査委員を選任することができ、かつ、裁判所の必要と認める一切の事項について調査を求め、その報告又は意見の陳述を求めうるものとする。

一〇〇五

昭和三十二年七月十一日 衆議院会議録第三十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和三十二年七月十一日 衆議院会議録第三十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和三十二年七月十一日 衆議院会議録第三十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和三十二年七月十一日 衆議院会議録第三十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和三十二年七月十一日 衆議院会議録第三十七号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号 議案に関する報告書

一〇〇六

6 関係人集会において更生担保権の減免等の定めをする更生計画案を可決するには、更生担保権者の議決権の総額の五分の四の多数決によるものとする。

7 その他電気、ガス等継続的供給契約に關して生ずる債権関係の明確化、更生手続開始前の事業経営に不可欠な借入金の返還請求権等の公益債権化、租税等の請求権の取扱いの緩和、財産評価の基準の明確化、更生計画認可後における管財人と新取締役との権限の明確化、更生手続廃止の容易化等を図ること。

8 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、各種の権利者の利害の調整を図るため、中小企業者の債権を優遇する等の措置を講じ、更生手続の濫用を防止するため保全処分の制度を改善し、裁判所の補助機関を強化するため調査委員の制度を拡充する等、更生手続の円滑化及び合理化を図るための措置として、有効適切なものと認めるが、更に中小企業者の債権の保護を厚くするため、裁判所の職権による中小企業者の債権の弁済許可の途をひらき、並びに施行期日「十一月一日」とあるを「九月二十日」に改めることが妥当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月十一日

法務委員長 大坪 保雄
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第二百十條」を「第二百十條の二」に改める。

第十四條第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者」を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に對する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第三百三十一條の規定によつて管財人に届け出た住所にあつて、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

第十五條第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七條の見出し中「更生手続開始の」を削る。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 第三十九條第一項後段の規定に

よる処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、囑託書に決定書の謄本又は抄本を添附してその処分の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九條第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に關し第三十九條第一項前段又は第七十二條第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八條の三 第二百十一條第三項又は第二百四十八條の二 第二項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、囑託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二 第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

合に準用する。

第十九條の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八條第一項」に改める。

第二十條第一項中「前三條」を「第十七条から前条まで」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(登録への準用)

第二十二條 第十八條、第十八條の二 第三項及び前三條の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五條中「若しくは第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。

第三十五條第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁、」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九條第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

第三十九條に次の三項を加える。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様で

ある。

6 第十五条の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十条から第四十四条までを次のように改める。

(保全管理人)

第四十条 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の業務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(保全管理人代理)

第四十一条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(監督員)

第四十二条 第三十九条第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

(管財人に関する規定等の準用)

第四十三条 第五十四条から第五十五条まで、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の二から第百条までの規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八条から第七十条までの規定は、第三十九条第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八条の二第一項、第二項及び第九十八条の三から第九十八条の五までの規定は、監督員に準用する。

(手続開始の申立ての取下げの制限)

第四十四条 第三十九条第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六条第一号中、「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第四十七条第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見」に改める。

第四十八条第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九条中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三条に次のただし書を加える。

ただし、第二百一十一条第三項又は第二百四

十八条の二第一項の規定によりその権利が取締役に付与されたときは、この限りでない。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十一条の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の交換

(管財人の自己取引)

第五十四条の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五条中「前条」を「前二条」に改める。

第七十二条第一項中「第三十九条に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に、「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員」に改める。

第九十四条の見出しを「(管財人の選任)」に改める。

第九十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする

る権利が取締役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八条及び第六十九条の規定は、第二百一十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八条の次に次の四条を加える。

(管財人の調査)

第九十八条の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

(管財人の監督等)

第九十八条の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管財人の注意義務)

第九十八条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の解任)

第九十八条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

第一百一条を次のように改める。

(調査委員)

第一百一条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一 更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二 第三十九条第一項若しくは第二項又は第

七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の要否

三 管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の当否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

四 更生計画案又は更生計画の当否

五 その他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3 調査委員は、その職務を行なうに適した者で利害関係のないものの中から、選任しなければならない。

第三章中第一百一条の次に次の二条を加える。

第一百一条の二 調査委員の調査報告又は意見に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

第一百一条の三 第九十五条、第九十七条第一項及び第九十八条の二から第九十八条の五までの規定は、調査委員に準用する。

第一百四条の次に次の一条を加える。

(継続的給付を目的とする双務契約)

第一百四条の二 会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の

申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第一百十二条中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合」に改め、「任意に給付をする場合」の下に、「徴収の権限を有する者が還付金又は過誤納金をもつて充當をする場合」を加える。

第一百十二条の次に次の一条を加える。

(更生債権の弁済の許可)

第一百十二条の二 会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けないければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項の規定による許可をするについては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 管財人は、更生債権者から第一項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにそ

の旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

4 少額の更生債権を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第一百十九条中「並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(使用人の退職手当の請求権)

第一百十九条の二 更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六箇月の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

3 前二項の規定は、第二百八条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

(使用人の預り金の返還請求権)

第一百十九条の三 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金の返還請求

権は、更生手続開始前六箇月の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の請求権のうち同項の限度をこえる部分は、更生手続の関係においては、一般の優先権のある債権とみなす。ただし、更生担保権とされるものについては、この限りでない。

(開始前の借入金等)

第百十九条の四 会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第百二十二条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日(その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日)までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金について、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものと

する。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第百二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時)までに生ずるものに限る。

第百二十三条第二項中「第百二十二条」を「第百二十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

第百二十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(更生担保権に係る担保権の目的の価額)
第百二十四条の二 更生担保権に係る担保権の目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第百二十五条に次の一項を加える。

4 更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならぬ。

第百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第百二十七条の二 会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後にするものとする。

2 会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不変期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

第百三十条及び第百三十一条を次のように改める。

第百三十条 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

第百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。

第百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならぬ。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

(株主の参加の許可)

第百三十一条の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二条の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十二条(見出しを含む)中、更生担保

権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に

改め、同条中「株主表」を「株主の氏名及び住所
二 株式の額面無額面の別、種類

及び数」を削る。

第三百三十三条中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第三百三十四条の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置き等」に改め、同条中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に、「更生担保権者表並びに株主表」を「並びに更生担保権者表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたときは、第三百三十一条の規定による株式の届出に關する書類を閲覧させなければならない。

第三百三十六条第二項中「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第四百四十一条第一項中「会社並びに」を「会社」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五条第二項の規定は、適用しない。
第四百四十三条の次に次の一条を加える。
(退職手当の請求権の調査及び確定の特例)

第四百四十三条の二 第二百二十七条の二(第二項

(同条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、第三百三十五条から第四百四十二条までの規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。
第四百四十六条に後段として次のように加える。

第四百四十三条の二 第一項の規定による通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。

第四百四十七条第二項中「調査」の下に「(前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知)」を加える。

第五百五十九条第三項中「会社並びに」を「会社」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第四百四十一条」を「第四百四十一条から第三項まで」に改める。

第六百六十一条の次に次の一条を加える。

(商法による留置権の消滅請求)

第六百六十一条の二 管財人は、更生手続開始当時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者と同じ権利を有する。
第六百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者若しくは更生担保権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくとき

は、この限りでない。

第六百六十四条第一項中「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び」を「届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに」に改める。

第六百七十六条第二項に後段として次のように加える。

第二百四十一条第三項又は第二百四十八条の二 第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときも、また同様である。
第六百七十七条中「一切の財産の価額」を「一切の財産につき手続開始の時における価額」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。
第六百七十八条第一項中「更生手続開始後遅滞なく、」を「前条の規定による評定を完了したときは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評定の完了前において必要があると認めるときは、管財人に対し、まだその評定の終わらない財産については商法第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七まで(財産の評価)の規定による価額を附して、更生手続開始の時における財産

目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることができる。

第百八十条第三号を削る。

第百八十二条を次のように改める。

第百八十二条 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第一百七十七条の規定により評定した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七まで(財産の評価)の規定を準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することができ。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならない。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附さなければならない。

第百八十八条中「会社並びに」を「会社、」に「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百八十九条第一項中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第百九十条第一項及び第百九十三条中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百九十四条第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者」に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第二百条第二項中「更生担保権者及び株主(議決権を行使することができない者を除く。)」を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主に対しては、この限りでない。

第二百五条中「又は」を「については議決権を行使することができ、更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者、」に改める。

第二百八条第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。第六章中第二百十条の次に次の一条を加える。

(共益債権に基づく強制執行の中止等)

第二百十条の二 共益債権に基づき会社財産に対し強制執行又は仮差押えがなされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。

行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることができる。

4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百十一条に次の一項を加える。

3 計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付する旨を定めることができる。

第二百十五条の次に次の一条を加える。

(弁済した更生債権等)

第二百十五条の二 更生債権及び更生担保権については、第二百十二条の二第一項又は第四項(第百二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百三十七条第一項中「更生担保権者又は株主」を「又は更生担保権者」に改める。

第二百三十九条中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百四十一条中「但し、」を「ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四条の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしない」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七条に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、新会社(合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。)の計画の実行に対する管財人の監督について、第九十八条の二の規定は、新会社に対する管財人の調査について準用する。

第二百四十八条の次に次の一条を加える。

(更生計画認可後の取締役に対する権利付与)

第二百四十八条の二 裁判所は、更生計画に第二百十一条第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取

締役に付与することができる。

2 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3 裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百五十四条第一項中「決定の時」の下に「又は計画において特に定めた時」を加える。

第二百五十五条第四項中「又は株主」を「又は株主に」改める。

第二百六十九条第五項中「第十九条」を「第十八条の二から第十九条まで」に改め、同条第六項本文を次のように改め、同項を同条第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。

第二百六十九条第五項の次に次の三項を加える。

6 計画において会社が新株を発行することを定めた場合(次項に該当する場合を除く。)における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第九号)第九条(課税標準及び税率)の規定にかか

わらず、千分の一(増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

7 計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

8 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

第二百七十条第二項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十一条第一項中「会社又は」を「会社、」に、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画の変更により第二百七十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百七十三条の見出しを「(更生計画認可前の廃止)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百七十三条の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。

第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に

「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に

「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に

「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に

「保全管理人代理」を加え、同条第二項中

「管財人が法人であるときは、管財人」を「調査委員、保全管理人又は管財人(以下本条中「管財人等」という。)が法人であるときは、管財人等」

に、「管財人が法人である場合」を「管財人等が法人である場合に」、「管財人の職務に關し管財人」を「管財人等の職務に關し管財人等」に改め、同条第三項中「管財人」を「管財人等」に改める。

第二百九十四条中「第四十一条第一項に掲げる者が同条(第百一条において準用する場合を含む。)」を「会社又は新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第九十八条の二第一項(第四十三条第一項、第三項、第百一条の三又は第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百九十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年十一月二十一日から施行する。

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
証券投資信託の健全な発展と投資者保護の徹

底を図るため、次の措置を講ずる。

1 委託会社の受益者に対する責任の明確化と信託財産の適正な運用の確保

イ 同一会社の信託財産相互間で、一定の有価証券の取引を行なうことを指図すること

ロ 同一法人の発行に係る同種類の有価証券を一定の割合をこえて取得することを禁ずる。

ハ 信託財産として有する有価証券の議決権その他株主の権利のうち必要と認められる権利の行使については、委託会社が指図する。

2 証券投資信託協会に関する規定の新設

イ 協会は、投資者保護等の目的を達成するため、信託契約の締結、解約、信託財産の運用、元本の追加信託、償還に關し受益者の利益に反する行為を防止する。

ロ 信託財産の安定、運用を適正にすることにも、受益証券の売買、その他の取引を公正にするため必要な調査、指導、勧告等を行なう。

ハ 協会は、その業務に關する規定をつくり、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更にあたつても大蔵大臣の認可を受ける。

ニ 大蔵大臣は、協会役員の解任、定款又は業務規定の変更、資料又は報告書の提出を

の他の業務について監督上必要な命令を行なえるものとする。

3 証券投資信託とみなす信託

信託財産を委託者の指図に基づいて特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託で、その受益権を証券投資信託の受益者に取得させることを目的とするものは、証券投資信託とみなして証券投資信託法の規定を適用する。

二 議案の可決理由

最近における証券投資信託の実情にかんがみ、投資者保護の徹底を図るため、証券投資信託の委託会社の行為の準則を明らかにし、監督に關する規定の整備を図る等の措置は適切妥当な措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月十一日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

石油開発公団法案（内閣提出）に關する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、石油開発公団を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石油開発公団（以下「公団」という。）は、石油の探鉱資金の供給その他石油資源の開発資金の融通の円滑化等のため、必要な業務を行なうことにより、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

2 公団の資本金は、四〇億円と、石油資源開発株式会社に対しその解散時までに政府から出資された額（二二億五、六〇一万二、〇〇〇円）との合計額（六八億五、六〇一万二、〇〇〇円）とし、政府がその全額を出資する。

3 公団の役員は、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内とし、総裁及び監事は、通商産業大臣が任命し、副総裁及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて総裁が任命する。

役員任期は三年とし、再任されることが出来る。

4 公団は、次の業務を行なう。

- (1) 海外における石油の探鉱資金を供給するための出資及び資金の貸付け
- (2) 海外における石油の探鉱及び採取（これらに伴う可燃性天然ガスの採取を含む。）に必要な資金に係る債務保証
- (3) 石油の探鉱に必要な機械の貸付け

(4) 石油の探鉱及び採取（これらに伴う可燃性天然ガスの採取を含む。）に係る技術指導

(5) 委託を受けて行なう国内における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造の調査

(6) 附帯業務及び目的達成に必要な業務

5 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、年度開始前に通商産業大臣の認可を受け、年度終了後三月以内に財務諸表を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

6 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度からの繰越損失をうめ、なお残余があるときは、一定額を積立金として積み立て、さらに残余があるときは国庫に納付しなければならない。損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、繰越欠損金として整理しなければならない。

7 公団は、通商産業大臣が監督するものとし、通商産業大臣は業務監督上必要な命令をすることが出来る。

8 石油資源開発株式会社（以下「会社」という。）は、株主総会の決議を経て、公団に対し營業の全部を出資することができるものとす。政府以外の株主の所有株式は、会社が買い取つて消却する。会社の一切の権利義務は、公団の成立時において公団に承継され、

昭和四十二年七月十一日 衆議院會議録第三十七号 議案に關する報告書

会社はその時に解散するものとし、解散時までに政府から出資された額は、公団の設立に際し政府から出資されたものとする。

9 公団は、この法律施行後三年間は、本来の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、会社の従来の業務を行なうことができるものとし、臨時にその業務を実施するための組織を設け、その経理を区分して整理する。

10 石油資源開発株式会社は廃止する。

11 その他、雜則、罰則等について定め、この法律は公布の日から施行する。ただし、石油資源開発株式会社法の廃止等に関する規定は、公布の日から六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石油資源の開発を促進して石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度財政投融資計画に、石油開発公団への出資金として、四十億圓が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十一日

商工委員長 島村 一郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

石油開発公団法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 石油資源の急速かつ計画的な開発を図るため、国内外にわたる石油資源総合開発長期計画を早急に策定し実施すること。

二 石油資源の開発が巨額の資金を要することにかんがみ、探鉱開発資金が継続的に確保されるよう財政上十分の措置を講ずること。

三 国内における石油資源の開発は、海外原油開発の基盤であることにかんがみ、深層及び海底大陸棚の探鉱等を積極的に推進し、基礎調査の大幅拡充、探鉱補助金その他助成措置の充実に努めること。

四 石油開発公団の事業部門の分離については、現在の石油資源開発株式会社とその出資会社が、将来、自立安定しうる型態となるよう配慮し、従業員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう万全の対策を講ずること。

五 石油開発公団の行なう債務保証業務については、資金調達に円滑に行なわれるようその実情を十分考慮し、弾力的に運用すること。

六 石油開発公団は、わが国石油政策の中核的存在であることにかんがみ、今後、常時、制度的、財源的にあらゆる角度から検討を加え、公団業務の拡充強化について積極的に努力すること。

と。

七 石油備蓄の増強は、石油の安定的供給を確保するため、喫緊の要務であることにかんがみ、早急にその施策を講ずること。

離島振興法の一部を改正する法律案（倉成正君外二十一名提出）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、離島における後進性を除去し、住民の生活安定と福祉の向上を期するため提出されたもので、その内容は次のとおりである。

1 義務教育諸学校施設の新増築及び改築に要する経費の国庫負担割合を、現行の三分の一、又は二分の一から一率三分の二に引き上げる。

2 公立学校施設の災害復旧に要する経費の国庫負担割合を、現行の三分の二から五分の四に引き上げること。

3 教職員住宅の建設及び集會室等の新増築に要する経費に対し、三分の二を国が補助するものとする。

4 保育所の設備に要する経費の国庫負担割合を、現行の三分の一ないし二分の一を、二分の一ないし三分の二に引き上げること。

5 消防施設の設置に要する経費の国庫補助割合を、現行の三分の一以内から三分の二に引き上げること。

6 離島振興対策審議会委員のうち、学識経験

者の任期を二年とすること。

7 以上の国の負担及び補助割合を、昭和四十三年度予算から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、離島の特殊性に対応し、その後進性を除去する措置として、有効かつ適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四億圓の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、宮澤経済企画庁長官より「本案が法律として成立したときは、それに従つて行政をする考である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十二年七月十一日

商工委員長 島村 一郎
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり次の点につき特段の配慮を払うべきである。

一 この法律改正にかかる事業に要する経費は、経済企画庁の所管に一括計上すること。

二 国庫補助が予算措置とされている公立文教施設、社会教育施設、医療施設および清掃施設で離島に設置する施設の整備に要する経費の補助率を引き上げること。

定価 一部 二十五円

（ただし、郵賃は三十円）

（送料別）

發行所 東京都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二二